

インフルエンザ

※学校保健安全法第19条の適用により、下のイラストの期間中、出席停止の扱いになります。

この出席停止期間中は、欠席扱いにはなりません。医師の判断で登校させてください。

インフルエンザ!?
登校再開はいつになる?



原則 発症後、5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで出席停止です。

発熱中 解熱 登校可能

発熱期間	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
2日間	発熱中							
3日間	発熱中							
4日間	発熱中							
5日間	発熱中							

※1 発症日翌日を1日目と数えます。

※2 発症から5日を経過しても、解熱してから2日を経過しなければ登校はできません。

※3 表中の「発熱期間」の最後の日に解熱したとします。

<家族がインフルエンザになった場合の登校について>

兄弟、家族がインフルエンザと診断された場合、児童の体調に問題がなければ、登校は可能です。

新型コロナウイルス

感染者の療養期間と濃厚接触者の待機期間（9月7日変更）

		0日目	1	2	3	4	5	6	7
感染者	症状あり 発症日	発症日から7日間、症状軽快後24時間経つまで							
	症状なし 検体採取日	検体採取日から7日間							
		検査で陰性を確認できれば5日間							
濃厚接触者	最終接触日	最終接触日の翌日から5日間							
	同居の場合、感染対策を開始した日	2日目と3日目の抗原検査で陰性なら、3日目で待機解除が可能							